株主各位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋 名 南 M & A 株 式 会 社 代表取締役社長 篠 田 康 人

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただきたく、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

また、ご来場される場合においては、ご自身の体調をご確認の上、感染症予防・拡大防止のためマスク着用等のご配慮をお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日時** 2022年12月23日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分)
- 2.場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋3階 カンファレンスホール

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第8期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎なお、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.meinan-ma.com/)に掲載させていただきます。
- ◎本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、経済社会活動の正常化へ進みました。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されています。その一方で、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があります。

M&A業界におきましては、東京商工リサーチの「2021年後継者不在率調査」によると、前年比1.0ポイント上昇となる58.6%の企業が後継者不在となっているほか、企業の休廃業・解散件数は、2019年が43,348社、2020年は49,698社と上昇傾向にあり、2000年以降で最多の件数であることから、事業の再構築の重要性が高まっている状況となっております。

これに対処するため、中小企業庁が、中小企業の貴重な経営資源が散逸することの回避及び事業再構築を含めた生産性の向上を目的とした「中小M&A推進計画」を策定したことにより、近年では官民のM&A支援機関の連携強化が求められております。また、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、M&A支援機関に係る登録制度が創設されたことに加えて、自主規制団体である「一般社団法人M&A仲介協会」の設立など、業界としてはますますの活況が予想されます。

このような情勢のなか、当社においては2021年10月より静岡方面におけるさらなる営業活動の充実を図ることを目的に静岡オフィス(静岡市葵区)を開設しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、Webを活用した面談やセミナー、勉強会の実施を行い金融機関や会計事務所等の提携先との一層の関係強化に取り組みました。このほか、「M&ATOKAIEXPO 2021」と題したオンラインセミナーの実施や医療業界M&Aに関する書籍の第二弾の出版、M&Aをわかりやすく解説した動画を動画投稿サイトに掲載するなど、M&Aについての啓

蒙、ニーズの発掘に努めております。さらには、M&Aに伴う買主のリスク軽減を目的とした表明保証保険(保険料は当社負担)の導入や当社、株式会社大垣共立銀行、株式会社OKBキャピタルと共同でベンチャーファンドの設立を行いました。

また、当社の成長には、人員が不可欠であるため、採用活動を積極的に行った結果、当事業年度においてはM&Aコンサルタントが10名増員となりました。

当社の経営状況は、当事業年度においては計73件(前事業年度56件)の案件が成約し、売上高は1,382百万円(前期比1.3%増)、営業利益は352百万円(同37.6%増)、経常利益は349百万円(同42.1%増)、当期純利益は230百万円(同44.1%増)となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント ごとの記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度は、大阪オフィスの移転工事による有形固定資産の取得を中心に、総額44百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

① 人材の確保・育成

当社では、M&Aニーズが増加する経営環境下において、M&Aアドバイザーの採用と育成が最も重要な経営課題であると認識しております。特に当社の強みである、通常の事業法人とは異なる制度運営が求められる「医療・介護」業界等、専門性を持つ人材の確保や育成が必要となります。

この課題を解決すべく、採用に関しては、即戦力となるM&A業務経験者や金融機関、会計事務所での勤務経験がある人材を中心に中途社員も積極的に採用してまいります。また、育成に関しては、先輩社員との同行訪問等を中心に取り組むとともに、定期的な社内勉強会や外部研修受講等も強化してまいります。

② 地域密着及びM&A啓蒙活動の強化

当社は、60年近くの歴史がある名南コンサルティングネットワークに属し、これまで東海地方(愛知、岐阜、三重、静岡)を中心に営業活動を行っております。東海地方においては、一定程度の認知度があるものの、各拠点も含めたさらなる認知度の向上が課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、事業承継を主軸に多種多様なM&Aニーズの発掘を目的とした勉強会やセミナーを提携先金融機関及び会計事務所等に対して実施し、東海地方のM&A市場の第一人者となるべく、M&Aの啓蒙活動を継続的に実施してまいります。

③ 活動エリアの拡大

当社は、東海地方に本店を置いているすべての地方銀行及び多くの信用金庫と業務提携をしております。そのため、受託案件も東海地方に集中しており、今後さらなる事業拡大を図る上で、東海地方以外のエリアでの営業基盤の構築が課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、全国展開している金融機関と業務提携し、関係強化を図っております。また、名南コンサルティングネットワークのグループ会社である株式会社名南経営ソリューションズが全国の会計事務所向けに情報共有及び各種経営ツールを提供するインターネットサービスを展開しております。これらのサービスのユーザーである会計事務所と連携してM&A案件の発掘に取り組む等、営業活動における関係性を強化していく方針であります。

なお、関西圏の営業基盤を構築すべく2019年4月に大阪市西区に開設し、2022年7月に大阪市北区に移転した大阪オフィスにおいては、提携先の増加・アドバイザーの増員を図り、更なる認知度向上と営業基盤を確固たるものにすべく営業活動を行ってまいります。

また、2021年10月より静岡市葵区に静岡オフィスを開設し、静岡方面におけるさらなる営業活動の充実を図ってまいります。

④ M&A対象分野の拡充

現在、中小企業の後継者問題解決のための事業承継M&Aを主としてM &A市場は活性化しております。しかし、事業承継のみならず、スタート アップ企業のイグジット、企業の事業拡大、事業再生など、時代の変化に 応じたニーズに対応することが課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、多種多様なM&Aニーズの対応を行えるよう

に、名古屋市のなごのキャンパスなどスタートアップ支援拠点等と連携し、セミナー及び勉強会の開催などを実施しつつ、新たなM&Aを利用したスキームの認知度向上、ニーズの発掘及び啓蒙活動を実施してまいります。

⑤ 社会的信用力の向上

近年、M&A市場は新規参入が相次いでおります。中小企業庁により創設された、M&A支援機関に係る登録制度において、2022年10月に最終発表された登録数は全2,688件、そのうち法人は1,984件、個人事業主は704件となっております。またM&A専門業者(仲介・FA含む)は941件となっており、M&A支援機関が乱立する市場環境の中、お客様より選ばれるためには他社との差別化、当社の社会的信用力の向上が課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、当社は東海地域に根差した地域密着のM&A専門業者として、名南コンサルティングネットワークの理念である「自利利他」の精神を念頭に、お客様に寄り添う高品質なサービス提供の追求が、他社との差別化及び社会的信用力の向上に繋がり、ひいては業界全体の健全な発展に資すると考えております。

そのため、名南コンサルティングネットワーク及び提携先との連携を密にし、当地域のM&Aニーズをいちはやく拾い上げ、専門性の高い、お客様に寄り添うサービスを提供してまいります。

⑥ 案件マッチング力の強化

M&Aには売手と買手の両者が必要となりますが、提携先金融機関や会計事務所等の紹介のみではなく、システム化された仕組みを使用することで効率的かつ有効なマッチングを行うことが可能となります。また、当社の受託案件の大半は、金融機関等の提携先からの紹介案件であり、顧客企業から直接当社にご相談いただく案件の割合は低い状況が続いております。紹介案件と直接相談案件をバランスよく受託し、マッチング力の向上を図ることが課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、積極的な広報活動や、より効率的なシステムの 構築に取り組んでまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| | 区 | 分 | 第 5 期 2019年9月期 | 第 6 期 2020年9月期 | 第 7 期 2021年9月期 | 第 8 期 (当事業年度) 2022年9月期 |
|-----|----------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売 | 上 | 高 (千円) | 800, 964 | 1, 250, 362 | 1, 365, 693 | 1, 382, 854 |
| 経 | 常利 | 益 (千円) | 236, 298 | 356, 207 | 245, 889 | 349, 513 |
| 当 | 期純利 | 益 (千円) | 154, 912 | 228, 536 | 160, 252 | 230, 982 |
| 1 株 | 当たり当期純 | 利益 (円) | 58. 91 | 75. 35 | 51. 02 | 73. 36 |
| 総 | 資 | 産 (千円) | 492, 307 | 1, 216, 818 | 1, 338, 645 | 1, 739, 916 |
| 純 | 資 | 産 (千円) | 321, 555 | 1, 002, 895 | 1, 230, 436 | 1, 445, 422 |
| 1 核 | お当たり純資 | 産額 (円) | 122. 28 | 321.30 | 390.80 | 459.08 |

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社名南経営ホールディングスであり、同社は当社の株式を1,777,600株(議決権比率56.46%)保有しております。

なお、2022年2月1日付で、株式会社名南経営コンサルティングが、保有する当社株式1,777,600株(議決権比率56.46%)を同社の親会社であり当社の支配株主である株式会社名南経営ホールディングスに対して現物配当いたしました。本株主の異動により、これまで財産保全会社であったため財務諸表等規則上の親会社には該当しておりませんでしたが、今後の同社の事業内容に鑑み株式会社名南経営ホールディングスが当社の親会社に該当することとなりました。

- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。
- ③ その他重要な企業結合等の状況 該当事項はありません。

(5) **主要な事業内容**(2022年9月30日現在)

| 事業部門 | 事 業 内 容 |
|---------------|------------------|
| M&Aコンサルティング事業 | M&Aの仲介及びコンサルティング |

(6) 主要な営業所(2022年9月30日現在)

| 名称 | 所在地 |
|--------|---------|
| 本社 | 名古屋市中村区 |
| 大阪オフィス | 大阪市北区 |
| 静岡オフィス | 静岡市葵区 |

(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

| 従 | 業 | 員 | 数 | 前 | 期 | 比 | 増 | 減 | 平 | 均 | 年 | 齢 | 平均勤続年数 |
|---|----|---|---|---|----|-----|---|---|---|-------|-----|---|--------|
| | 53 | 名 | | | 13 | 3名‡ | 曽 | | | 38歳 3 | 5ヶ月 | | 3年1ヶ月 |

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。
 - (8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - (9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 10,400,000株

(2) 発行済株式の総数 3,148,900株

(3) 株主数 1,437名

(4) 大株主

| 株 | 主 | 名 | 持 | 大 数 | 持 | 株比率 |
|--------------------|------------------------|------------------------|------|------------|---|--------|
| 株式会社名南流 | 経営ホールディン | グス | 1,77 | 7,600株 | | 56.46% |
| 秋 吉 | 博 | 文 | 6 | 1, 200 | | 1.94 |
| 水野 | 克 | 也 | 5 | 6, 400 | | 1.79 |
| M S I P S E C U | C L I E N R I T I E | ` - | 4 | 8, 700 | | 1. 55 |
| | | TORS E A K J N D | 2 | 8, 300 | | 0. 90 |
| 池田 | 達 | 彦 | 2 | 5, 500 | | 0.81 |
| 加藤 | 丈 | 博 | 2 | 0,600 | | 0.65 |
| 高 原 | _ | 雄 | 2 | 0,000 | | 0.64 |
| 株式会社 | 上 三 十 三 銀 | 行 | 2 | 0,000 | | 0.64 |
| 株式会 | 社 S B I 証 | 券 | 1 | 9, 900 | | 0.63 |
| 時國 | | 均 | 1 | 9, 900 | | 0.63 |

(注) 持株比率は自己株式(411株)を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 会社 | 会社における地位 | | | E | 4 | Ż | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----|----------|----|---|---|---|---|--|
| 代表 | 取締役社 | :長 | 篠 | 田 | 康 | 人 | |
| 取 | 締 | 役 | 青 | 木 | 将 | 人 | 情報開発本部 本部長 兼 営業支援部 部長 |
| 取 | 締 | 役 | 櫻 | 田 | 貴 | 志 | 事業戦略本部 本部長 兼 事業開発部 事業戦略部 部長 |
| 取 | 締 | 役 | 森 | | 鋭 | _ | 春日井市監査委員 |
| 常 | 勤 監 査 | 役 | 南 | Ш | 剛 | 廣 | |
| 監 | 査 | 役 | 若 | Щ | 哲 | 史 | 若山・大井総合法律事務所 代表 |
| 監 | 査 | 役 | 大 | 倉 | | 淳 | 公認会計士大倉会計事務所 代表 株式会社コプロ・ホールディングス 社外監査役 |

- (注) 1. 森鋭一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 若山哲史氏及び大倉淳氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役若山哲史氏は弁護士として、高い専門性と豊富な経験を有するものであります。
 - 4. 監査役大倉淳氏は公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 森鋭一氏、若山哲史氏及び大倉淳氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役及び監査役いずれも、会社法第425条第1項に定める額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、2016年12月22日定時株主総会での決議により、取締役が年額100百万円以内、監査役が年額30百万円以内となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は取締役が4名、監査役が1名であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を内規により定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲 内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役の協議に より決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関し、取締役会において業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態等を総合的に勘案し、社外取締役及び社外監査役からの客観的な意見を踏まえ、基本報酬を決定するものとしております。

ロ. 業績連動報酬に関する方針

現時点では、業績連動報酬制度を採用しておりませんが、単年度及び中期事業計画に基づき、売上高、経常利益(率)、各成長率、ROEの達成状況を総合的に勘案し支給することができるものとしております。

ハ. 非金銭報酬に関する方針

現時点では、非金銭報酬制度を採用しておりません。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

現時点では、基本報酬のみとしておりますが、業績連動報酬を支給する場合には、各役員の役位、功績等を総合的に勘案し、取締役会にて審議するものとしております。

- ホ. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件に関する方針 当社の基本報酬は毎月定額の金銭報酬としております。
- へ. 報酬等の決定の委任に関する事項 該当事項はありません。
- ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項 該当事項はありません。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| | 報酬等の | 報酬等 | 総額 | 対象となる | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-------|
| 役員区分 | 総額 | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | 役員の員数 |
| 取締役 | 60,000千円 | 60,000千円 | _ | _ | 4名 |
| (うち社外取締役) | (3,000千円) | (3,000千円) | _ | _ | (1名) |
| 監査役 | 10,200千円 | 10,200千円 | _ | _ | 3名 |
| (うち社外監査役) | (3,600千円) | (3,600千円) | _ | _ | (2名) |
| 合計 | 70,200千円 | 70,200千円 | _ | _ | 7名 |
| (うち社外役員) | (6,600千円) | (6,600千円) | _ | _ | (3名) |

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

| 地位及び氏名 | 主な活動状況及び社外役員に期待 される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------|---|
| 社外取締役 森 鋭 一 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席 いたしました。主に長年にわたり携わった政策立 案等の経験で培った知識や見地から、当社の経営 上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 社外監査役 若 山 哲 史 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 大 倉 淳 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上 で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
 - ・当社の取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法 令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ・「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組 みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスの周知徹底を 図る。
 - ・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報窓口に関する規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めている。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めている。
 - ・「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査担当者による内部監査 を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているか検証 する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務 に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役は これらの文書を常時閲覧することができる。
- ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業 秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関す る情報の適切な管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。

- ・「コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク 管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
- ・緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催するほか、 必要に応じて随時開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社と親会社及び子会社との取引を行う場合には、取引の合理性及び取 引条件の妥当性を検証し、それらが担保される場合にのみ行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する 事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意見を尊重した上で 行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への 報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす 事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認 識した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執 行状況を報告する。
 - ・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
 - ・監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な 取扱いを受けないものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携 が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び 監査業務の実効性を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。
 - ・監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営の ため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断 固としてこれを拒否する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととする。

また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是 正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況等の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役1名が出席しております。

また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス委員会を開催するとともに、役職員に対し、必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。

- ② 監査役会は13回開催され、社外監査役2名が出席しております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査責任者、監査法人との意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査責任者は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

| 資産の | 部 | 負債の | 部 |
|---------------|-------------|--------------|-------------|
| 科 目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1, 551, 952 | 流動負債 | 294, 493 |
| 現金及び預金 | 1, 532, 352 | 未 払 費 用 | 139, 169 |
| 売 掛 金 | 2, 255 | 未払法人税等 | 81, 777 |
| | | 未払消費税等 | 26, 108 |
| 貯 蔵 品 | 844 | 預り金 | 6, 868 |
| 前 払 費 用 | 16, 283 | 賞与引当金 | 14, 648 |
| そ の 他 | 217 | その他 | 25, 921 |
| 固 定 資 産 | 187, 963 | 負 債 合 計 | 294, 493 |
| | | 純 資 産 (| の部 |
| 有形固定資産 | 34, 868 | 株 主 資 本 | 1, 444, 132 |
| 建物 | 23, 816 | 資 本 金 | 310, 710 |
| 工具器具備品 | 11, 051 | 資 本 剰 余 金 | 276, 880 |
| 無形固定資産 | 12, 424 | 資本準備金 | 270, 710 |
| | | その他資本剰余金 | 6, 170 |
| ソフトウェア | 12, 424 | 利 益 剰 余 金 | 857, 723 |
| 投資その他の資産 | 140, 670 | 利 益 準 備 金 | 320 |
| 投資有価証券 | 50, 883 | その他利益剰余金 | 857, 403 |
| 関係会社株式 | 1,000 | 繰越利益剰余金 | 857, 403 |
| | | 自 己 株 式 | △1, 180 |
| その他の関係会社有価証券 | 400 | 評価・換算差額等 | 1, 290 |
| 差入保証金 | 73, 645 | その他有価証券評価差額金 | 1, 290 |
| 繰延税金資産 | 14, 741 | 純 資 産 合 計 | 1, 445, 422 |
| 資 産 合 計 | 1, 739, 916 | 負債・純資産合計 | 1, 739, 916 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

| | 科 | | | | 目 | | 金 | 額 |
|---|-------|-----|---------------|-----|-----|---|----------|-------------|
| 売 | | 上 | | 高 | | | | 1, 382, 854 |
| 売 | 上 | | 原 | 価 | | | | 632, 206 |
| 売 | 上 | 総 | 利 | 益 | | | | 750, 647 |
| 販 | 売 費 及 | びー | 般管理 | 里 費 | | | | 398, 535 |
| 営 | 業 | | 利 | 益 | | | | 352, 112 |
| 営 | 業 | 外 | 収 | 益 | | | | |
| | 受 取 | 利, | 息及 | び酉 | 己当 | 金 | 44 | |
| | 受 | 取 | 手 | 米女 | 女 | 料 | 340 | |
| | 受 | 取 | 給 | 个 | 十 | 金 | 50 | |
| | そ | | \mathcal{O} | | | 他 | 13 | 448 |
| 営 | 業 | 外 | 費 | 用 | | | | |
| | 投 資 | 事 | 業 組 | 合 道 | 1 用 | 損 | 3, 048 | 3, 048 |
| 経 | 常 | | 利 | 益 | | | | 349, 513 |
| 特 | 別 | | 利 | 益 | | | | |
| | 投 資 | 有 | 価 証 | 券 | ē 却 | 益 | 51 | 51 |
| 特 | 別 | | 損 | 失 | | | | |
| | 固定 | 資 | 産 | 除 | 却 | 損 | 6, 718 | 6, 718 |
| 税 | 引育 | 前 当 | 当 期 | 純 | 利 | 益 | | 342, 846 |
| 法 | 人税、 | 住 | 民税 | 及び | 事 業 | 税 | 116, 249 | |
| 法 | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 | 額 | △4, 384 | 111, 864 |
| 当 | 期 | | 純 | 利 | | 益 | | 230, 982 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から) (2022年9月30日まで)

| | | 株 | | 主 | | 資 | | 本 | |
|-------------------------|----------|----------|------------|---------------|-----------|------------|----------|---------|-------------|
| | | 資 | 本 剰 余 | 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | 資本金 | 資本 | その他 資 本 | 資 本 剰余金 | 利益 | その他利 益剰余金 | 利 | 自己株式 | 株主資本 合 計 |
| | | 準備金 | 剰余金 | 合 計 | 準備金 | 繰越利益 剰 余 金 | 合 計 | | |
| 当期首残高 | 310, 710 | 270, 710 | 6, 170 | 276, 880 | 320 | 642, 163 | 642, 483 | △1, 180 | 1, 228, 893 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △15, 742 | △15, 742 | | △15, 742 |
| 当期純利益 | | | | | | 230, 982 | 230, 982 | | 230, 982 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | _ | _ | _ | _ | _ | 215, 239 | 215, 239 | _ | 215, 239 |
| 当期末残高 | 310, 710 | 270, 710 | 6, 170 | 276, 880 | 320 | 857, 403 | 857, 723 | △1, 180 | 1, 444, 132 |

| | 評価・換 | | |
|-------------------------|--------------------------|---------------------|-------------|
| | その他 有価証券 評価 差額金 | 評価・換 算差額等 合 計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 1, 543 | 1, 543 | 1, 230, 436 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △15, 742 |
| 当期純利益 | | | 230, 982 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △253 | △253 | △253 |
| 当期変動額合計 | △253 | △253 | 214, 986 |
| 当期末残高 | 1, 290 | 1, 290 | 1, 445, 422 |

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引 法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規 定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額 を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

8~18年

工具器具備品

 $3 \sim 20$ 年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上 しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業はM&A仲介事業であります。

そのサービスの主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点については、以下のとおりであります。

・着手金

個別相談を経て、顧客が当社による支援を希望した場合には、顧客と当社との間でアドバイザリー契約を締結し、企業概要書及び匿名譲渡案件資料を作成して顧客へ提供した時点、または必要な企業情報を収集し顧客へ提供した時点で収益を認識しております。

• 成功報酬

譲渡希望顧客と譲受希望顧客との間で株式譲渡契約等の最終契約が締結され、当該 M&A取引が実行され支援業務が完了した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める 経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用し た場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から 新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等に関する注記)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年 6月17日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

- 2. 適用予定日
 - 2023年9月期の期首から適用します。
- 3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による計算書類に与える影響 額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 17,226千円

関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 44千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価 240千円

営業取引以外の取引高

受取手数料 208千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3, 148, 900株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

411株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1 株当たり 配 当 額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------|-----------------|------------|-------------|
| 2021年12月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 15,742千円 | 5円 | 2021年9月30日 | 2021年12月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配 当 額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|----------|----------------|------------|-------------|
| 2022年12月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 15,742千円 | 5円 | 2022年9月30日 | 2022年12月26日 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| 賞与引当金 | 4,483千円 |
|---------|----------|
| 未払事業税 | 4,956千円 |
| 未払費用 | 4,580千円 |
| 投資有価証券 | 1,258千円 |
| その他 | 31千円 |
| 繰延税金資産計 | 15,310千円 |
| | |

繰延税金負債

| その他有価証券評価差額金 | 568十円 |
|--------------|----------|
| 繰延税金負債計 | 568千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 14,741千円 |

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有 状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提

条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 当事業年度(2022年9月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額(千円) |
|-----------------|------------------|---------|----------|
| (1) 投 資 有 価 証 券 | 2, 658 | 2, 658 | _ |
| (2) 差 入 保 証 金 | 73, 645 | 60, 957 | △12, 687 |
| 資 産 計 | 76, 304 | 63, 616 | △12, 687 |

- (*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当事業年度(千円) |
|--------------|-----------|
| 非 上 場 株 式 | 388 |
| 投資事業組合への出資金 | 47, 836 |
| 関係会社株式 | 1,000 |
| その他の関係会社有価証券 | 400 |

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額 当事業年度(2022年9月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1, 532, 352 | _ | _ | _ |
| 売 掛 金 | 2, 255 | _ | _ | _ |
| 差入保証金 | 3, 960 | _ | _ | 69, 684 |
| 合 計 | 1, 538, 567 | _ | _ | 69, 684 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関す

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン

プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

侕

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 当事業年度(2022年9月30日)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|---------------------------------------|--------|------|------|--------|
| □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 2, 658 | _ | _ | 2, 658 |
| 資 産 計 | 2,658 | _ | _ | 2, 658 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当事業年度 (2022年9月30日)

| 豆八 | | | | 時価 (千円) | | | | |
|----|---|----|---|---------|------|---------|------|---------|
| | | 区分 | | | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差 | 入 | 保 | 証 | 金 | _ | 60, 957 | _ | 60, 957 |
| 資 | | 産 | | 計 | _ | 60, 957 | _ | 60, 957 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を 基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額 400千円 持分法を適用した場合の投資の金額 5千円 持分法を適用した場合の投資損失の金額 394千円

(関連当事者との取引に関する注記)

- 1. 関連当事者との取引 該当事項はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報 株式会社名南経営ホールディングス(非上場)
 - (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当社の事業セグメントは、M&A仲介事業の単一セグメントであり、顧客との契約 から生じた収益を分解した情報は、以下のとおりです。

| | 当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) |
|---------------|---|
| M & A 仲 介 事 業 | 1, 382, 151 |
| そ の 他 | 702 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1, 382, 854 |
| その他の収益 | _ |
| 外部顧客への売上高 | 1, 382, 854 |

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

| | 当事業年度 |
|-------------|---------|
| 契約負債 (期首残高) | _ |
| 契約負債(期末残高) | 25, 850 |

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足前に顧客から受領した対価であり、貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

| | 当事業年度 |
|------|---------|
| 1年以内 | 25, 850 |
| 1年超 | _ |
| 合計 | 25, 850 |

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

459円8銭

1株当たり当期純利益

73円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

名南M&A株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司

指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考業務執行社員 公認会計士 馬 渕 宣 考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名南M&A株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告 書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ れる。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、 また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよう な事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企 業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書 類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の 注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明すること が求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づ いているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況 及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算 書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそ の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき点は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月11日

名南M&A株式会社 監査役会 常勤監査役 南 川 剛 廣 印 社外監査役 若 山 哲 史 印 社外監査役 大 倉 淳 印 以 上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第8期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は15,742,445円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2022年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書き に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度 が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定 款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第 1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項の うち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令 で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供 措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす | (削除) |
| <u>ことができる。</u> | |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|-------|---|
| (新設) | (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集 に際し、株主総会参考書類等の内 容である情報について電子提供措 置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるもの の全部又は一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求をし た株主に対して交付する書面に記 載することを要しないものとす る。 |
| (新 設) | <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する</u> |
| (新設) | 経過措置)第1条2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインター |
| | ネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。 |

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 | <u>いまりがな</u> | 略歴、当社における地位及び担当 | 所有する |
|-----|---|---|---------|
| 番 号 | (生年月日) | (重要な兼職の状況) | 当社の株式数 |
| 1 | しのだ やすひと 篠田 康人 (1973年12月29日) | 1999年2月 佐藤澄男税理士事務所 (現:税理士法人名南経営) 入所 1999年8月 株式会社名南経営(現:株式 会社名南経営コンサルティン グ)入社 2014年10月 当社代表取締役社長(現任) | 4,500株 |
| 2 | あおき まさと 青木 将人 (1978年8月31日) | 2001年4月株式会社第一勧業銀行 (現:株式会社みずほ銀行) 入行2005年6月株式会社名南経営(現:株式会社名南経営コンサルティング) 入社2014年10月当社取締役兼情報開発部長2021年4月当社取締役兼情報開発本部本部長(現任) | 2, 200株 |
| 3 | さくらだ たかし 櫻田 貴志 (1984年1月7日) | 2006年4月税理士法人名南経営入社2008年10月株式会社名南経営(現:株式会社名南経営コンサルティング)入社2016年10月当社入社2016年12月当社取締役兼情報開発部長2021年4月当社取締役兼事業戦略本部本部長(現任) | 2, 400株 |
| 4 | ※ っねなり ひでひろ 恒成 秀洋 (1963年8月8日) | 1989年4月 株式会社中部経済新聞社入社 2008年4月 同社 東京支社長 2012年6月 同社取締役事業局長 2015年6月 同社取締役編集局長 2018年6月 同社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社中部経済新聞社 代表取締役 | 一株 |

- (注) 1.※印は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者との当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 恒成秀洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

ります。

- 4. 社外取締役候補者とした理由 恒成秀洋氏につきましては、中部経済新聞社の代表取締役として中立 的な立場から幅広いメディア活動に携わられ、また当地域の情勢につ いても豊富な知見を有しておられることから、これらを当社の経営に 活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであ
- 5. 社外取締役候補者恒成秀洋氏につきましては、選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 6. 恒成秀洋氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候番 | 補 | 者号 | 556787889889889889899999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999< | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|----|---|----|---|---|----------------|
| | 1 | | ※ ^{でらだ まさかみ} 寺田 雅史 (1957年2月3日) | 1979年4月 株式会社東海銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)入行 2007年5月 同社 理事 名古屋駅前支店長 2010年6月 オークマ株式会社執行役員 人事部・内部監査室担当 2012年4月 東栄株式会社 専務取締役 営業本部長 2018年6月 中日本高速道路株式会社 常勤監査役 2022年10月 当社顧問 | 一株 |
| | 2 | | わかやま てつ じ 若山 哲史 (1973年12月22日) | 2006年10月弁護士登録2006年10月角谷法律事務所入所2010年10月若山法律事務所(現:若山・大井総合法律事務所)開設・共同代表(現任)2016年12月当社社外監査役(現任) | 500株 |
| | 3 | | *** ^{くら あつし} 大倉 淳 (1974年8月6日) | 2000年10月中央青山監査法人入所2004年4月公認会計士登録2016年7月公認会計士大倉会計事務所開設 代表(現任)2016年12月当社社外監査役(現任)2017年3月株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役(現任)(現任) | 500株 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 常勤監査役候補の選任理由

寺田雅史氏につきましては、株式会社三菱UFJ銀行における支店長経験に加え、監査役としての豊富な経験と専門性を有しており、また当社顧問としての期間を経て、当社の常勤監査役として適切に監査業

務を遂行いただけると判断いたしましたので、新たに選任をお願いするものであります。

- 3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 4. 若山哲史氏、大倉淳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候 補者であります。
- 5. 社外監査役候補者の選任理由
 - (1)若山哲史氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、弁護士としての豊富な経験と高い専門性を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、6年であります。
 - (2) 大倉淳氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、公認会計士としての豊富な経験と高い専門性を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、6年であります。
- 6. 当社は社外監査役若山哲史氏及び社外監査役大倉淳氏との間で会社法 第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償 責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結しており、両氏の再 任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する 予定であります。また、寺田雅史氏の選任が承認された場合は、同氏 との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7. 当社は社外監査役若山哲史氏及び社外監査役大倉淳氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、寺田雅史氏につきましても、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年12月22日開催の第2回定時株主総会において、取締役が年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額200百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の 員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相 当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告10ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)でありますが、第2号議 案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名(うち社外取締役1名) となります。

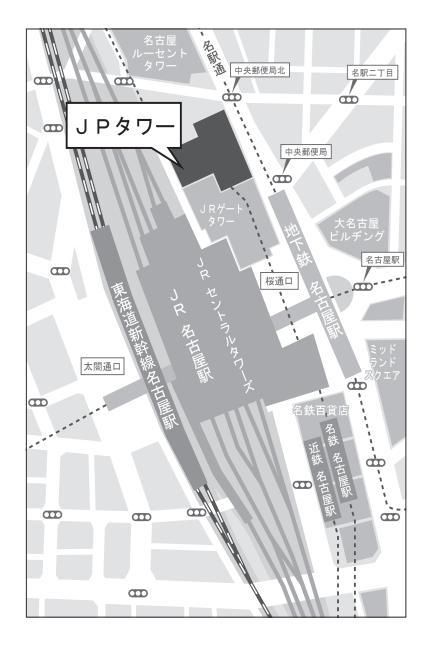
以上

定時株主総会会場ご案内図

会場:名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋 3階

カンファレンスホール

TEL 052-589-2795



交通 J R名古屋駅 桜通口出口より 徒歩約1分 地下鉄東山線・桜通線 10番出口より 徒歩約1分